

<冷蔵倉庫用>

確 認 表【建築士記入例】

会社名 :	○○冷蔵倉庫株	営業所名 :	東京営業所	倉庫名 :	霞が関冷蔵倉庫
-------	---------	--------	-------	-------	---------

項目番号	確 認 項 目	別添書類	
		番号	名 称
2	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること 2-1をマークし、2-2、2-3のうち該当するものにマークすること。)		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法の規定に適合している。又は建築基準法第6条第1項各号に該当しない倉庫であって、消防法第17条第1項、港湾法第40条第1項、都市計画法第29条第1項若しくは第2項いずれかに該当する場合は、これら該当する規定に適合している。	(5)	建築確認済証・完了検査済証
2	<input type="checkbox"/> 高圧ガス保安法第5条第1項又は第2項の規定に適合している		
3	<input type="checkbox"/> 食品衛生法第52条第1項の規定に適合している		
3	<input checked="" type="checkbox"/> 土地に走り、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物であること	(10)	立面図
4	軸組み、外壁又は荷重り及び床の強度が、国土交通大臣の定める基準に適合していること (4-1, 4-2のいずれかをマークすること。)		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 軸組み、外壁又は荷重りが、 $2,500 \text{ N/m}^2$ 以上の荷重に耐え、壁を有しているため認められる	(10) (12)	立面図 矩計図
2	<input type="checkbox"/> 荷崩れのおそれのない構造で、荷重を有していない		
3	<input checked="" type="checkbox"/> 床が $3,900 \text{ N/m}^2$ 以上の強度を有しているため認められる	(5)	建築確認済証
5	構造及び設備が、倉庫内の水の浸透の防止上有効な構造であると認められること (5-1から5-3をマークし、5-4、5-5のいずれかをマークすること。なお、5-5の場合は、5-5-1から5-5-4のうち該当するものにマークすること。)		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 屋根が金属板葺同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる	(12)	矩計図
2	<input checked="" type="checkbox"/> 外壁が金属板張同等以上に倉庫内への水の浸透の防止上有効な構造であると認められる	(12)	矩計図
3	<input checked="" type="checkbox"/> 雨水を有效地に排出できる雨樋を有する	(12)	矩計図
4	<input checked="" type="checkbox"/> 倉庫又は倉庫に隣接して設けられて設備の内部に桶及びこれに伴う排水路並びに水を使用する設備が設けられていない	(12)	矩計図
5	<input type="checkbox"/> 倉庫又は倉庫に隣接して設けられた設備の内部に桶又はこれに伴う排水路若しくは水を使用する設備が設けられている		
	1 <input type="checkbox"/> 谷樋にあっては、十分な水勾配がとられており、かつ、溢水を防ぐための十分な防水措置が講じられている		
	2 <input type="checkbox"/> 水を使用する設備から倉庫内への水が浸透しないよう適切な措置が講じられている		
	3 <input type="checkbox"/> 竪樋又は水を使用する設備に付随する給水又は排水のための配管にあっては、鋼管、硬質塩化ビニール管その他のこれらと同等の材質のものであり、かつ、結露防止のための防露被覆が施されている		
	4 <input type="checkbox"/> 樋又は水を使用する設備に付随する排水路にあっては、十分な水勾配がとられているとともに、溢水防止のための措置が講じられている		
9	危険物等を取り扱う施設その他の国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあっては、国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること (9-1, 9-2のいずれかをマークすること。なお、9-2の場合は9-2-1から9-2-4のうち該当するものにマークすること)		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在しない	(8)	倉庫の配置図
2	<input type="checkbox"/> 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設が存在する		
1	<input type="checkbox"/> 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設と当該倉庫との間に災害防止に目的を達することができる自立した工作物が設けられている		
2	<input type="checkbox"/> 火気取扱施設、業務上火気取扱施設、危険物等取扱施設の屋根及び外壁が耐火構造であり、かつ、当該倉庫に面する外壁に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2口に定める防火戸を有する		
3	<input type="checkbox"/> 付近に火気取扱施設、業務上火気取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について防火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法第2条第9号の2口に定める防火戸を有する		
4	<input type="checkbox"/> 付近に危険物取扱施設が存在する倉庫であって、当該施設に面する倉庫の外壁のうち必要部分について耐火構造または準耐火構造であり、かつ、当該部分に設けられた開口部に建築基準法施行令第112条第14項第1号に規定する構造の防火戸を有する		

項目番号	確認項目	別添書類	
		番号	名称
10	倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあっては、当該設備が、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること (10-1、10-2のいずれかをマークすること。10-2の場合は10-2-1、10-2-2のいずれかをマークすること)		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられていない	(9)	平面図
2	<input type="checkbox"/> 倉庫の設けられている建物内に火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている		
1	<input type="checkbox"/> 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物であって、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第112条第10項、第11項、第15項、及び第16項並びに第115条の2の2第1項第1号の基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備により区画されている		
2	<input type="checkbox"/> 倉庫の設けられている建物が耐火建築物又は準耐火建築物以外であって、火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が建築基準法施行令第113条第1項の基準に適合する防火壁により区画されている		
11	<input checked="" type="checkbox"/> 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第6条に定めるところにより消火器等の消防器具が設けられていること（この場合において、倉庫の延べ面積が150平方メートル未満であるときは、これより延べ面積が150平方メートルの倉庫とみなして、同規則第6条の規定を適用する）	(9)	平面図
12	国土交通大臣の定める防犯・効力構造及び設備を有していること (12-1から12-4をマークし、12-5～12-6のいずれかをマークすること)		
1	<input checked="" type="checkbox"/> 出入口に扉を有し、かつ鍵で錠前されている	(13)	建具表・建具キープラン
2	<input checked="" type="checkbox"/> 侵入のおそれがある開口部には鉄格子を設ける等侵入を防ぐ措置が講じられている	(13)	建具表・建具キープラン
3	<input checked="" type="checkbox"/> 夜間、倉庫の出入口周辺部の地上高1.5m部分において、2ルクス以上の照度が確保できるように屋外に照明が設けられている	(6)-7 (6)-8	照明設備表 照明配置図
4	<input type="checkbox"/> 倉庫における盗難、火災等の事故の発生を警戒し、防止するため、警備業法（昭和40年法律第117号）第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等以上の警備体制を有する		
5	<input type="checkbox"/> 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在する場合には、当該部分から倉庫又は倉庫に付随する施設に直接立ち入ることができないような措置が講じられている		
6	<input checked="" type="checkbox"/> 倉庫が設けられている建物内に、当該倉庫に隣接して当該倉庫の事業の用に供しない部分が存在しない	(9)	平面図
21	<input checked="" type="checkbox"/> 倉庫内の要所に、倉庫内と外部との連絡のための通報機その他の設備を有すること	(6)-9	通報機設置詳細図
22	冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下に保たれるものとして国土交通大臣の定める基準を満たしていること (22-1から22-4までのいずれかをマークし、22-1の場合は、22-1-1、22-1-2をマークすること)		
1	<input type="checkbox"/> 冷凍能力の基準及び冷却管の冷却面積の基準を満たしている（圧縮式冷凍機を使用しない場合を除く）		
1	<input type="checkbox"/> 冷凍機の冷凍能力が冷蔵室等に係る熱損失の合計以上である		
2	<input type="checkbox"/> 冷蔵室の冷却管の冷却面積が、当該冷蔵室に係る冷却面積以上であるのに加え、間接膨張式の冷凍機の場合にあっては、ブライン冷却器に係る冷却管の冷却面積が、当該ブライン冷却器に係る所要面積以上である		
2	<input type="checkbox"/> 冷却試験により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる		
3	<input type="checkbox"/> 過去の温度記録により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる		
4	<input type="checkbox"/> 民間の検査機関による検査等により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があると認められる		
23	<input checked="" type="checkbox"/> 見やすい場所に冷蔵室の温度を表示する温度計が設けられていること	(6)-10	温度計設置詳細図

以上のうち、チェック印のある確認項目について、別添書類により確認いたしました。

平成××年××月××日

〇〇建築設計事務所

一級建築士 倉 庫 太 郎

印